

令和5年度 I ターン希望者向け
移住PR動画企画制作業務

業務仕様書

令和5年3月

岩手県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和5年度Iターン希望者向け移住PR動画企画制作業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の目的

県が令和4年度に制作・発行した「いわて暮らしビジュアルブック」の後継事業として、首都圏在住のIターン希望者から、本県が「移住先として選ばれる」ため、本県の「暮らしの豊かさや価値」、「地域ごとの暮らしの特徴・魅力」を発信する、訴求力のある「移住PR動画」を制作すること。

併せて、「県移住定住ポータルサイト（<https://iju.pref.iwate.jp/>）」の認知度向上を目指すため、本事業により制作した動画を活用して、首都圏在住者のIターン希望者に対するSNS広告を実施すること。

2 本業務の概要

(1) 業務の名称

令和5年度Iターン希望者向け移住PR動画企画制作業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

(3) 委託上限額

5,784千円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 主な業務

- ① 移住PR動画の制作
- ② SNS広告を活用した動画の発信

3 業務の仕様に関する事項

本業務の範囲は次のとおりとし、具体的な内容は提案事項を基本とする。

(1) 移住PR動画の制作

① 業務の概要

首都圏在住のIターン希望者から、本県が「移住先として選ばれる」ため、本県の「暮らしの豊かさや価値」、「地域ごとの暮らしの特徴・魅力」を発信する、訴求力のある「移住PR動画」を制作すること。

② 業務内容

ア 下記の規格を満たす「移住PR動画」を制作することとし、必要な提案を行うこと。「名称」「テーマ」「構成」等の提案にあたっては、提案内容の背景や意図等を記載すること。

(ア) 地域版

県が、首都圏で開催する移住イベントでの上映や県公式YouTubeで公開するため、本県の4つの地域（下記イのとおり）について、3分程度の動画を「4種類（1地域1動画ずつ）」制作すること。

(イ) 総合版

県が、首都圏で開催する移住イベントでの上映や県公式YouTubeで公開するため、上記(ア)「地域版」の内容等をまとめた「1種類」の動画を制作すること。提案にあたっては、動画の尺や内容などは具体的に提案すること。

(ウ) ショート版

SNS広告で活用する動画を制作すること。提案にあたって、動画の尺や内容などは、実際のSNS広告の実施計画とあわせて具体的に提案すること。

イ 本県の4つの地域の市町村内訳は下表のとおりとする。Iターン希望者が、移住した際の生活圏をイメージ可能な動画を目指すもの。

地域	市町村内訳
県央地域	盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町
県南地域	花巻市、北上市、遠野市、一関市、奥州市、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町
沿岸地域	宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村
県北地域	久慈市、二戸市、洋野町、軽米町、野田村、普代村、九戸村、一戸町

ウ 制作に必要な情報収集、取材、撮影、イラスト・イメージ図作成、編集、確認作業などは受託者が実施すること。

エ 制作にあたっては、本県にIターンした移住者暮らしぶりや感想、県内全市町村の「岩手県移住コーディネーター」の意見等を参考に制作することとし、その収集については、県と協議の上、受託者が実施すること。

オ 完成した動画データは、YouTube で公開可能な形式で納品すること。

(2) SNS 広告を活用した動画の発信

① 業務の概要

県移住定住ポータルサイト (<https://iju.pref.iwate.jp/>) の認知度向上を目指すため、上記(1)で制作した動画を活用して、首都圏在住者の I ターン希望者に対する SNS 広告を実施すること。

② 業務内容

ア 上記(1)で制作した動画を活用した SNS 広告に関する、具体的な手法等を提案すること。

イ SNS 広告の実施に必要な「バナーデザイン」「キャッチコピー」などを制作すること。

ウ SNS 広告の実施にあたっては、県が運用する Twitter アカウント「@pref_iwate_0007」の使用を妨げない。

エ 広告実施時期及び期間は提案によるが、受託者と県が協議の上、決定することとする。

(4) 実績報告

本業務の実績等をまとめた実績報告書を作成すること。報告書には、制作した動画の活用方法を含む、次年度以降の移住定住促進に関する取組提案等も含めること。

(5) 自由提案

事業実施に際し、より効果的な事業となる取組の提案ができる場合は、その内容を記載すること。なお、自由提案の実施に要する経費も、2 (3) 委託料の上限額の範囲内とする。

(6) 留意事項

① 訴求力のある「移住 PR 動画」を制作するために必要な実施体制を構築することとし、制作スケジュール等を含めて、企画提案書に詳細を記載すること。

② 本業務の過程で、収集した情報や撮影した動画・写真などは、可能な限り、二次利用可能な形で県に提出すること。

4 企画提案書の構成

参加者は、下記の提案項目について必要な書類を作成し、提案すること。

(1) 上記「3 業務の仕様に関する事項」に定める業務の内容に係る企画等の提案

(2) 本業務の実施に要する費用を明らかにした費用積算内訳書

※ 費用積算内訳書については、積算した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、参加者は、消費税及び地方

消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の100分の110に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。

- (3) 会社の概要書（名称、所在地、代表者氏名、主な実績）
- (4) 事業全体の実施スケジュール、実施体制

5 企画提案書の書式等

- (1) 企画提案書は、やむを得ないものを除き、原則、縦A4判左綴じ又は横A4判上綴じにまとめることとし、10部提出すること。
- (2) 提出する企画提案は各者1案までとする。
- (3) 提案書提出後の追加、修正は原則認めない。
- (4) 提案書等の作成・提出に係る費用は選定結果に関わらず提案者の負担とする。また、提出した企画提案書等については返却しない。

6 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ① 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」①により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ① 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ② 県は、上記「(1) 再委託等の制限」②により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ③ 受託者は、上記①、②による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から10日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護等に関する条例（令和 4 年 12 月 22 日岩手県条例第 63 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

(7) その他

この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。

7 その他留意事項

- (1) 本事業は、国の交付金を活用して実施することから、会計検査による実地検査の対象となること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の情勢等を踏まえ、中止又は代替措置の実施を指示することがある。なお、その対応により発生した費用については、委託料に含めることができる。
- (3) この業務仕様書により難い事情が生じたとき、又はこの業務仕様書に疑義が生じたときは、県と受託者が協議して定めるものとする。